

2022年6月3日

株主各位

第94回定時株主総会招集ご通知に際しての 法令および定款に基づくインターネット開示事項

当社は、第94回定時株主総会招集ご通知に際して提供すべき書類のうち、以下の事項につきましては、法令および当社定款第13条の規定に基づき、インターネット上の当社ウェブサイト (<https://www.fujioilholdings.com>) に掲載することにより株主の皆様を提供しております。

I 事業報告

1. 財産および損益の状況
2. 主要な事業内容
3. 主要な営業所および工場
4. 新株予約権等の状況
5. 業務の適正を確保するための体制

II 連結計算書類

1. 連結株主資本等変動計算書
2. 連結注記表

III 計算書類

1. 株主資本等変動計算書
2. 個別注記表

不二製油グループ本社株式会社

I 事業報告

1. 財産および損益の状況

区分	第91期 (2019年3月期)	第92期 (2020年3月期)	第93期 (2021年3月期)	第94期 (当連結会計年度) (2022年3月期)
売上高 (百万円)	300,844	414,727	364,779	433,831
経常利益 (百万円)	18,176	22,359	17,565	14,360
親会社株主に帰属する 当期純利益 (百万円)	11,582	16,375	11,014	11,504
1株当たり当期純利益 (円)	134.75	190.51	128.14	133.84
総資産 (百万円)	390,524	367,365	358,511	416,617
純資産 (百万円)	159,227	157,986	162,890	189,495
1株当たり純資産額 (円)	1,819.74	1,808.65	1,861.67	2,168.13

2. 主要な事業内容 (2022年3月31日現在)

事業区分	事業内容
植物性油脂事業	食用加工油脂、チョコレート用油脂、食用油、ヤシ油等の製造販売
業務用チョコレート事業	チョコレート、コンパウンド、ココア製品等の製造販売
乳化・発酵素材事業	クリーム、マーガリン、ショートニング、チーズ風味素材等の製造販売
大豆加工素材事業	粉末状大豆たん白、粒状大豆たん白、大豆たん白食品、水溶性大豆多糖類、豆乳、大豆ペプチド等の製造販売

3. 主要な営業所および工場 (2022年3月31日現在)

① 当社の主要な事業所

本店：大阪府泉佐野市住吉町1番地
本社事務所：大阪市北区中之島3丁目6番32号
支社：東京都港区東新橋1丁目9番1号

② 子会社の主要な事業所 (不二製油株式会社)

本店：大阪府泉佐野市住吉町1番地
本社事務所：大阪府泉佐野市住吉町1番地
支社：東京都港区東新橋1丁目9番1号
支店・営業所：札幌・大阪・福岡
事業所・工場：阪南（大阪府）・りんくう（大阪府）・神戸・千葉・関東（茨城県）
・たん白食品つくば（茨城県）
研究所：つくば（茨城県）・阪南（大阪府）

③ 子会社の主要な事業所（国内）

植 物 性 油 脂：株式会社阪南タンクターミナル（大阪府）・千葉ベグオイルタンクターミナル株式会社（千葉県）

業務用チョコレート：株式会社エフアンドエフ（大阪府）

乳化・発酵素材：株式会社フジサニーフーズ（大阪府）・オーム乳業株式会社（福岡県）

大豆加工素材：フジフレッシュフーズ株式会社（兵庫県）・不二つくばフーズ株式会社（茨城県）・不二神戸フーズ株式会社（兵庫県）

④ 子会社の主要な事業所（海外）

植 物 性 油 脂：FUJI OIL ASIA PTE. LTD.（シンガポール）・FUJI OIL（SINGAPORE）PTE. LTD.（シンガポール）・PALMAJU EDIBLE OIL SDN. BHD.（マレーシア）・不二（中国）投資有限公司（中国）・不二製油（張家港）有限公司（中国）・不二製油（張家港保税區）有限公司（中国）・FUJI SPECIALTIES, INC.（アメリカ）・FUJI VEGETABLE OIL, INC.（アメリカ）・FUJI OIL NEW ORLEANS, LLC（アメリカ）・FUJI OIL EUROPE（ベルギー）・FUJI OIL GHANA LIMITED（ガーナ）

業務用チョコレート：PT.FREYABADI INDOTAMA（インドネシア）・FUJI GLOBAL CHOCOLATE（M）SDN. BHD.（マレーシア）・INDUSTRIAL FOOD SERVICES PTY LIMITED（オーストラリア）・不二（中国）投資有限公司（中国）・不二製油（張家港）有限公司（中国）・Blommer Chocolate Company Manufacturing Limited Shanghai（中国）・Blommer Chocolate Company 他5社（アメリカ・カナダ 他）・HARALD INDÚSTRIA E COMÉRCIO DE ALIMENTOS LTDA（ブラジル）・FUJI OIL EUROPE（ベルギー）

乳化・発酵素材：FUJI OIL ASIA PTE. LTD.（シンガポール）・WOODLANDS SUNNY FOODS PTE. LTD.（シンガポール）・FUJI OIL（THAILAND）CO., LTD.（タイ）・不二（中国）投資有限公司（中国）・不二製油（張家港）有限公司（中国）・不二製油（肇慶）有限公司（中国）

大豆加工素材：不二（中国）投資有限公司（中国）・天津不二蛋白有限公司（中国）・Fuji Brandenburg GmbH（ドイツ）・CLEO Holdings B.V.（オランダ）

4. 新株予約権等の状況

該当事項はありません。

5. 業務の適正を確保するための体制

当社は、業務の適正を確保するための体制に関する基本方針に基づいて、体制の整備とその適切な運用に努めております。当事業年度における当該体制の基本方針および運用状況の概要は以下のとおりであります。

1 取締役および使用人の職務の執行が法令および定款に適合することを確保するための体制	【基本方針】 <ol style="list-style-type: none">1) 取締役および使用人は、2015年10月のグループ本社制への移行に際し、従来の「経営基本方針」の基本精神を承継しながらも、我々の使命、目指す姿、行動する上で持つべき価値観、行動原則を明文化した「不二製油グループ憲法」を策定し、これに則り行動する。2) 当社は、取締役会の任意の諮問機関として「指名・報酬諮問委員会」を設置し、役員選任および役員報酬決定のプロセスの透明化を図るものとする。3) 当社において「不二製油グループ憲法」の行動原則、法令違反、コンプライアンスに反する行為があり、職制を通じての是正が機能しない場合は、使用人は「内部通報制度」により通報する。この場合、通報することにより不利益がないことを確保する。また、「内部通報規程」を定め、外部の弁護士が「通報窓口」を担当することにより、運用面での実効性を図る。また、海外のグループ会社に対しては、多言語対応の通報窓口（名称：コンプライアンス・ヘルプライン）を設置し、不二製油グループ全体でのコンプライアンス体制の強化を図る。4) 当社は、違法な勢力とは接触を持たず、市民社会の秩序や安全に脅威を与える反社会的勢力には、毅然とした態度を貫くことを基本とする。5) 当社は、内部監査部門として内部監査グループを設置する。内部監査グループは、法令、定款、社内諸規程の遵守状況につき、内部監査を実施し取締役会に結果を報告する。
	【運用状況】 <ol style="list-style-type: none">1) 我々の使命、目指す姿、行動する上で持つべき価値観、行動原則を明文化した「不二製油グループ憲法」を全グループに浸透させるため、研修を通じての啓発や社内イントラへの掲示、さらに経営陣による方針表明などあらゆる機会を捉え「不二製油グループ憲法」の浸透活動を継続しております。2) 2015年10月より役員選任および役員報酬決定のプロセスの透明化を図る「指名・報酬諮問委員会」を設置し、当期は10回開催しております。社外取締役である上野祐子氏を委員長として、社外取締役である西秀訓氏、梅原俊志氏、代表取締役社長および人事担当役員の計5名の委員、ならびに社外監査役である池田裕彦氏をオブザーバーとして、役員候補者の選定や役員報酬並びにCEO後継者計画等について審議・検討を行っております。3) 当社グループでは、コンプライアンスの推進のため、コンプライアンスをテーマとする集合研修、eラーニングによるコンプライアンス教育、コンプライアンスに関する意識調査を実施する他、コンプライアンス・ポータルサイトを運用し、取締役および従業員への企業倫理および社内ルールの教育活動を行っております。また、内部通報体制として、国内では外部の弁護士が「通報窓口」を担当する「社内通報制度」および海外のグループ会社に対しては、多言語対応の通報窓口（名称：コンプライアンス・ヘルプライン）を設置し、不二製油グループ全体でのグローバル・コンプライアンス体制を整備しております。4) 当社および当社グループ会社は反社会的な勢力とは一切接触を持たず、毅然とした態度を貫くことを基本方針としており、取締役および全社員に周知しております。5) 内部監査を行う内部監査グループは、每期、内部監査計画を策定し、当社および国内外のグループ子会社について各種監査を実施しています。

2 取締役の職務の執行に係る情報の保存および管理に関する体制	<p>【基本方針】 当社は、法令で定める法定文書の他、職務執行に係る重要な情報が記載された文書（電磁的記録を含む）を、「文書管理規程」「情報管理基本規程」その他社内規程の定めるところにより、適切に保存および管理する。</p> <p>【運用状況】 取締役会関連文書並びに取締役の職務の執行に関わる文書は、法令および社内規程に基づき保存年限および所轄部署等を定めて適切に管理しています。</p>
3 損失の危険の管理に関する規程その他の体制	<p>【基本方針】 当社は経営陣が認識するリスク、マテリアリティマップ、不二製油グループ各社のリスクマップなど、グループを取り巻く環境を踏まえた情報ソースをリスクマネジメント委員会が統括し、経営会議において全社重要リスクを選定し、対応策の立案、実施、進捗確認、評価・改善等を行い、全社重要リスクの管理を行う。また、経営会議におけるそれらの検討・対応内容は年に1回以上、モニタリング機関である取締役会に報告を行う。なお、危機発生時にはグループ全体に対する影響の重大さに応じて、グループ各社の社長を本部長とする緊急対策本部を設置し、迅速な対応を行う。</p> <p>【運用状況】 当事業年度においては、全社リスクマネジメント体制を構築し、新型コロナウイルスによる事業影響や原材料価格の変動などの全社重要リスクを選定、対応策の策定を実施しました。リスクマネジメント活動計画とその実績は経営会議と取締役会に付されグループ・グローバルの視点で審議を行いました。次事業年度も引き続き事業全体を俯瞰しての全社リスクマネジメント体制を機能させていきます。</p>
4 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制	<p>【基本方針】</p> <ol style="list-style-type: none"> 1) 当社は、意思決定の迅速化のため職務分掌および職務権限に関する社内規程を整備し、権限と責任を明確にするとともに、重要事項については、原則として毎月2回開催される社長および執行役員を主なメンバーとする経営会議での審議を踏まえて社長および取締役会の意思決定に資するものとする。 2) 取締役会規則を定め、原則月1回開催される取締役会において、経営に関する重要事項について決定を行うとともに、職務の執行状況のモニタリングを行う。 3) 当社は、中期経営計画を定め、会社として達成すべき目標を明確化するとともに、取締役ごとに業績目標を明確にする。 4) 当社は、営業成績の進捗状況を的確、タイムリーに把握するための管理会計システムを整備し、この実践的運用を通じ、変化に対しスピーディーに対処する体制を構築する。 <p>【運用状況】 当社グループは、意思決定の迅速化と効率的なグループ経営の推進のため、純粋持株会社体制を採用し、経営の監督と執行の分離を推進することにより、グループ全体としての経営管理強化と地域統括会社への権限委譲に取り組んでおります。 当社は、当社グループにおける一定額以上の投資案件の審議のため、事業投資審査会を適時開催するとともに、重要な案件については当社取締役会にて決議を行っております。 当社は、取締役会の実効性および客観性を高め、更なるガバナンスの向上を図ることを目的として、第三者機関のアンケートおよびインタビューによる評価方法を採用しています。取締役会はその評価結果を踏まえ、取締役会運営やガバナンス施策等の改善に向けての審議を行っています。</p>

<p>5 当社およびその子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制</p>	<p>【基本方針】</p> <p>1) 当社は「不二マネジメント規程」を定め、グループ会社への統括事項やそれらの主管部門・責任者を規定する。当社は、グループ会社に対し、「決裁権限基準及び運用規程」に定める重要項目については当社の承認を得、報告を行うことを義務付ける。</p> <p>2) 当社は、グループ会社の経営に責任と権限を持ち、グループ会社に対し「不二製油グループ憲法」その他不二製油グループ方針・規程が適切に実施されるよう助言指導するとともに、グループ会社全体のリスクおよびコンプライアンスを管理するため、企業規模や組織体制等に応じた適切なリスク管理体制およびコンプライアンス体制を構築する。</p> <p>3) 内部監査グループ（内部監査部門）および監査役は、連携してグループ会社の業務の適正を監査し、是正が必要な場合には助言、勧告を行うとともに、内部監査グループは監査結果を取締役に報告する。</p> <p>4) 当社は、「不二マネジメント規程」および他関連規程により、当社グループにおける職務分掌、指揮命令系統、権限および意思決定その他組織等に関する基準を定め、子会社にこれに準拠した体制を構築させる。</p> <hr/> <p>【運用状況】</p> <p>「不二製油グループ憲法」の周知に弛まず取組むと共に、研修を開催するなどして当社グループ全体のコンプライアンス体制の構築を図っています。研修は講座形式と併せて、グループ全体にわたってのeラーニング形式（グループ憲法、コンプライアンス、情報セキュリティ）でも実施されました。</p> <p>また、多言語対応の内部通報窓口を設置し通報制度の周知に継続的に取組む中で、不適正な行いの早期察知に努めています。</p> <p>内部監査グループ（内部監査部門）は、計画的に当社およびグループ会社の内部監査を実施し、その結果や業務の適正に関する提言を定期的に取り締役に報告を行っています。</p>
<p>6 監査役の職務を補助すべき使用人に関する事項</p>	<p>【基本方針】</p> <p>監査役は、必要に応じて監査役業務を補助する使用人をおくことができる。監査役の補助使用人は、業務の独立性や効率性の観点から専任であることが望ましいが、他部門との兼務者を監査役の補助人とすることがある。この場合、当該使用人の監査役の補助人としての業務に係る能力考課・業績考課は監査役が行い、また、当該使用人の異動には監査役の同意を必要とする。</p> <hr/> <p>【運用状況】</p> <p>監査役の職務を補助する使用人をおき、監査役の指揮に基づき監査役の職務を支援しております。</p> <p>監査役の職務を補助すべき使用人には、専任の使用人が望ましいと考えておりますが、現時点では業務執行部門との兼務使用人が従事しております。また、当該使用人の人事考課・異動・処遇等の独立性に関連する事項については監査役の同意を得ております。</p>

7 監査役への報告
に関する体制

【基本方針】

- 1) 監査役は取締役会のほか、経営会議、その他の重要な会議に出席し、取締役等からその職務の執行状況を聴取し、関係資料を閲覧することができる。
- 2) 取締役は、以下の事項につき速やかに監査役に報告する。
 - ① 会社の信用を大きく低下させた、またはさせる恐れのあるもの
 - ② 会社業績に大きく悪影響を与えた、または与える恐れのあるもの
 - ③ 法令・定款または「不二製油グループ憲法」に反し、その影響が重大なもの、またはその恐れがあるもの
 - ④ その他上記に準じる事項
- 3) 取締役および使用人は、監査役が報告を求めた場合は、迅速かつ的確に対応する。
- 4) 当社グループの役職員は、当社監査役から業務執行に関する報告を求められた場合には、速やかに適切な報告を行う。
- 5) 当社は、当社グループの監査役へ報告を行った当社グループの役職員に対し、当該報告をしたことを理由として不利な取り扱いを行うことを禁止し、その旨を当社グループ役員に周知徹底する。
- 6) 当社は、内部通報（対象地域：日本）およびコンプライアンス・ヘルプライン（対象地域：日本以外）の通報内容については、直接的または間接的に常勤監査役に報告を行う。

【運用状況】

当社監査役全員は、当事業年度に開催した全16回の取締役会（定時および臨時）に全て（在任期間中）出席しております。また、経営会議等重要な会議にも出席しております。

取締役の職務の執行状況については、原則月1回の代表取締役の面談のほか、業務執行取締役と適時に面談をしております。

当社および当社グループ会社の取締役および使用人は、監査役が報告を求めた場合は、迅速かつ的確に対応しております。

当社監査役会は、当社および当社グループ会社（海外を含む）に、電話回線又はインターネット等を経由した手段も活用しながら監査を行っており、取締役、監査役および使用人により必要な報告を受けております。

当社は、国内、海外において内部通報システムを整備しております。通報内容については、客観性、独立性の視点内容の如何に関わらず常勤監査役に報告を行っており、その状況については適宜、監査役会にて報告を行っております。

<p>8 その他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制</p>	<p>【基本方針】</p> <ol style="list-style-type: none"> 1) 監査役は、主要な稟議書その他業務執行に関する重要な文書を閲覧し、また必要に応じて取締役、使用人にその説明を求めることができる。 2) 監査役は、代表取締役との定期的な意見交換会を開催し、また内部監査グループ（内部監査部門）、会計監査人との連携を図り、適切な意思疎通および効果的な監査業務の遂行を図る。 3) 監査役会は、独自意見を形成するため必要あるときは、その判断で外部専門家を起用することができる。 4) 当社は、監査役がその職務の執行に関して、当社に対し、会社法第388条に基づく費用の前払い等の請求をしたときは、担当部署において審議の上、当該請求にかかる費用または債務が当該監査役の職務の執行に必要なないと認められた場合を除き、速やかに当該費用または債務を処理する。 <p>【運用状況】</p> <p>当社監査役会は、社外監査役2名を含む監査役4名で構成されています。監査役会は原則として月次で開催し、監査に関する重要な事項について報告を受け、協議・決議を行っております。</p> <p>また、監査役は経営会議等重要な会議に出席するほか、海外グループ会社を含む子会社往査の実施、内部監査グループとのミーティングおよび監査活動での協働、会計監査人とのミーティング、監査役・内部監査部門・会計監査人による連携により、監査の実効性向上に努めております。</p>
<p>9 財務報告の適正性を確保するための体制</p>	<p>【基本方針】</p> <p>財務報告の適正性の確保および金融商品取引法に規定する内部統制報告書の有効かつ適切な提出の目的のため、内部統制システムが適正に機能することを継続的に評価し、改善を図る。</p> <p>【運用状況】</p> <p>内部監査については、内部監査グループが当社および当社グループ会社を対象として、財務報告に係る内部統制を含めた内部統制システム・プロセスの整備、運用状況を監査しております。内部監査の結果については、当社および国内事業会社を統括する不二製油株式会社の取締役会および経営会議、また監査役および関連部署へ報告するとともに、直接課題提起、改善提案を行うことで、内部統制システムの向上に努めております。</p>

II 連結計算書類

連結株主資本等変動計算書

(2021年4月1日から2022年3月31日まで)

(単位：百万円)

	株 主 資 本				
	資 本 金	資 本 剰 余 金	利 益 剰 余 金	自 己 株 式	株 主 資 本 合 計
当 期 首 残 高	13,208	11,945	152,675	△1,968	175,860
会計方針の変更による累積的影響額			△39		△39
会計方針の変更を反映した当期首残高	13,208	11,945	152,635	△1,968	175,821
当 期 変 動 額					
剰余金の配当			△4,475		△4,475
親会社株主に帰属する当期純利益			11,504		11,504
自己株式の取得				△0	△0
自己株式の処分				14	14
株主資本以外の項目の当期変動額(純額)					
当 期 変 動 額 合 計	－	－	7,028	14	7,043
当 期 末 残 高	13,208	11,945	159,664	△1,954	182,864

	その他の包括利益累計額					非支配株主持分	純資産合計
	その他有価証券評価差額金	繰延ヘッジ損益	為替換算調整勘定	退職給付に係る調整累計額	その他の包括利益累計額合計		
当 期 首 残 高	1,810	483	△18,150	20	△15,837	2,866	162,890
会計方針の変更による累積的影響額							△39
会計方針の変更を反映した当期首残高	1,810	483	△18,150	20	△15,837	2,866	162,850
当 期 変 動 額							
剰余金の配当							△4,475
親会社株主に帰属する当期純利益							11,504
自己株式の取得							△0
自己株式の処分							14
株主資本以外の項目の当期変動額(純額)	△286	587	19,230	△181	19,350	251	19,601
当 期 変 動 額 合 計	△286	587	19,230	△181	19,350	251	26,644
当 期 末 残 高	1,523	1,070	1,079	△161	3,512	3,117	189,495

(注) 記載金額は、百万円未満を切り捨てて表示しております。

連結注記表

1. 連結計算書類作成のための基本となる重要な事項に関する注記等

(1) 連結の範囲に関する事項

① 連結子会社の状況

- ・連結子会社の数 37社
- ・主要な連結子会社の名称 不二製油株式会社
FUJI OIL ASIA PTE. LTD.
不二（中国）投資有限公司
FUJI SPECIALTIES, INC.
Blommer Chocolate Company
FUJI OIL EUROPE
HARALD INDÚSTRIA E COMÉRCIO DE ALIMENTOS LTDA

② 非連結子会社の状況

- ・主要な非連結子会社の名称 株式会社フジサニーライフ
- ・連結の範囲から除いた理由 非連結子会社はいずれも小規模であり、合計の総資産、売上高、当期純損益（持分に見合う額）および利益剰余金（持分に見合う額）等は、連結計算書類に重要な影響を及ぼしていないためであります。

(2) 持分法の適用に関する事項

① 持分法を適用した関連会社の状況

- ・持分法適用の関連会社数 3社
- ・主要な会社等の名称 PT.MUSIM MAS-FUJI
UNIFUJI SDN. BHD.

② 持分法を適用していない非連結子会社および関連会社の状況

- ・主要な会社等の名称 株式会社フジサニーライフ
株式会社大新
- ・持分法を適用しない理由 各社の当期純損益および利益剰余金等からみて、持分法の対象から除いても連結計算書類に及ぼす影響が軽微であり、かつ重要性がないため持分法の適用範囲から除外しております。

(3) 連結の範囲および持分法の適用の範囲の変更に関する事項

連結の範囲の変更

上海旭洋綠色食品有限公司は当社が保有する全持分を譲渡したため、当連結会計年度において連結の範囲から除外しております。

(4) 連結子会社の事業年度等に関する事項

連結子会社のうち、不二（中国）投資有限公司、HARALD INDÚSTRIA E COMÉRCIO DE ALIMENTOS LTDA他5社の決算日は12月31日であり、連結計算書類の作成にあたっては3月31日に仮決算を行っております。

INDUSTRIAL FOOD SERVICES PTY LIMITEDは決算日が6月30日のため12月31日現在で実施した仮決算に基づく計算書類を使用しております。ただし、連結決算日との間に生じた重要な取引については連結上必要な調整を行っております。

Blommer Chocolate Company 他6社の会計期間は年52週間で、決算日は5月31日に最も近い日曜日です。そのため2022年1月23日現在で実施した仮決算に基づく計算書類を使用しております。ただし、連結決算日との間に生じた重要な取引については連結上必要な調整を行っております。

(5) 会計方針に関する事項

① 重要な資産の評価基準および評価方法

イ. その他有価証券のうち、市場価格のない株式等以外のものについては、連結決算日の市場価格等に基づく時価法（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定）に、その他有価証券のうち、市場価格のない株式等は、移動平均法による原価法によっております。

ロ. 棚卸資産の評価は、主として移動平均法による原価法によっております。

（貸借対照表価額は収益性低下による簿価切下げの方法により算定）

ハ. デリバティブの評価は、時価法によっております。

② 重要な減価償却資産の減価償却の方法

イ. 有形固定資産（リース資産を除く）の減価償却の方法は、定額法によっております。

なお、主な耐用年数は次のとおりであります。

建物及び構築物 5年～50年

機械装置及び運搬具 3年～20年

ロ. 無形固定資産（リース資産を除く）の減価償却の方法は、定額法によっております。なお、自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間（5年）に基づく定額法によっております。

また、顧客関連資産については、効果の及ぶ期間（20年以内）に基づく定額法によっております。

ハ. リース資産の減価償却の方法は、リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法を採用しております。

③ 重要な引当金の計上基準

イ. 貸倒引当金は、債権の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を考慮し、回収不能見込額を計上しております。

ロ. 賞与引当金は、従業員に対する賞与の支給に備えるため、支給見込額を計上しております。

ハ. 役員賞与引当金は、役員賞与の支給に備えるため、支給見込額を計上しております。

④ 収益および費用の計上基準

当社グループは下記の5ステップアプローチに基づいて、収益を認識しております。

ステップ1：顧客との契約を識別する。

ステップ2：契約における履行義務を識別する。

ステップ3：取引価格を算定する。

ステップ4：契約における履行義務に取引価格を配分する。

ステップ5：履行義務を充足した時にまたは充足するにつれて収益を認識する。

イ. 物品販売に係る収益認識

当社グループでは、主に植物性油脂や業務用チョコレート、乳化・発酵素材、大豆加工素材等の販売を行っており、このような物品販売は、物品を引渡した時点において、顧客が当該物品に対する支配を獲得することにより、当社グループの履行義務が充足され、上記収益認識の要件を満たすこととなります。そのため、顧客に物品を引き渡した時点において収益を認識しております。

ロ. 変動対価が含まれる取引に係る収益認識(リベート取引)

物品販売に係る収益のうち、取引高リベート並びに目標達成リベートについて、取引価格から減額しております。

ハ. 原材料有償支給取引に係る収益認識

原材料有償支給取引について、支給品を買い戻す義務を負っている場合、当該支給品の消滅を認識しておりません。

⑤ 重要な外貨建の資産または負債の本邦通貨への換算基準

重要な外貨建の資産または負債の本邦通貨への換算の基準について、外貨建金銭債権債務は、連結決算日の直物為替相場により円貨に換算し、換算差額は損益として処理しております。なお、在外子会社等の資産および負債は、連結決算日の直物為替相場により円貨に換算し、収益および費用は期中平均相場により円貨に換算し、換算差額は純資産の部における為替換算調整勘定および非支配株主持分に含めております。

⑥ 重要なヘッジ会計の方法

重要なヘッジ会計の方法については、繰延ヘッジ処理によっております。なお、為替予約については、振当処理の要件を満たしている場合、振当処理を採用しております。また、金利スワップについては、特例処理の要件を満たしている場合、特例処理を採用し、一体処理（特例処理・振当処理）の要件を満たす金利通貨スワップについては、一体処理を採用しております。

⑦ のれんの償却方法および償却期間

のれんの償却については、原則として20年間以内で均等償却しております。

但し、金額の僅少なものについては発生時に一括で償却しております。

⑧ その他連結計算書類作成のための重要な事項

イ. 退職給付に係る会計処理の方法

・退職給付見込額の期間帰属方法

退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当連結会計年度までの期間に帰属させる方法については、給付算定式基準によっております。

・数理計算上の差異および過去勤務費用の費用処理方法

過去勤務費用については、その発生時の従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（5年）により定額法による費用処理をしております。

数理計算上の差異については、各連結会計年度の発生時における従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（15年）による定額法により按分した額をそれぞれ発生の日連結会計年度から費用処理しております。

ロ. 消費税等の会計処理は、税抜方式によっております。

ハ. 当社および一部の連結子会社は連結納税制度を適用しております。

2. 会計方針の変更に関する注記

(1) 収益認識に関する会計基準等の適用

「収益認識に関する会計基準」（企業会計基準第29号 2020年3月31日。以下「収益認識会計基準」という。）および「収益認識に関する会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第30号 2021年3月26日）を当連結会計年度の期首から適用し、以下の5ステップアプローチに基づき、顧客への約束した財またはサービスの支配が顧客に移転した時点で、当該財またはサービスと交換に受け取ると見込まれる金額で収益を認識することといたしました。

ステップ1：顧客との契約を識別する。

ステップ2：契約における履行義務を識別する。

ステップ3：取引価格を算定する。

ステップ4：契約における履行義務に取引価格を配分する。

ステップ5：履行義務を充足した時にまたは充足するにつれて収益を認識する。

収益認識会計基準等の適用による主な変更点は以下のとおりです。

① 物品販売に係る収益認識

当社グループでは、主に植物性油脂や業務用チョコレート、乳化・発酵素材、大豆加工素材等の販売を行っており、このような物品販売は、物品を引渡した時点において、顧客が当該物品に対する支配を獲得することにより、当社グループの履行義務が充足され、上記収益認識の要件を満たすこととなります。

従来、国内の一部のグループ会社による国内での物品販売からの収益は、物品を工場または倉庫より出荷した時点で収益を認識しておりましたが、顧客に物品を引き渡した時点において収益を認識することといたしました。

② 変動対価が含まれる取引に係る収益認識（リベート取引）

国内の一部のグループ会社による国内での物品販売に係る収益のうち、一部の取引高リベート並びに目標達成リベートについて、従来は、販売費及び一般管理費として費用計上しておりましたが、取引価格から減額する方法に変更しております。

③ 原料有償支給取引に係る収益認識

国内の一部のグループ会社における原料有償支給取引について、従来は、有償支給した支給品について消滅を認識しておりましたが、支給品を買い戻す義務を負っている場合、当該支給品の消滅を認識しない方法に変更しております。

収益認識会計基準等の適用については、収益認識会計基準第84項ただし書きに定める経過的な取り扱いに従っており、当連結会計年度の期首より前に新たな会計方針を遡及適用した場合の累積的影響額を、当連結会計年度の期首の利益剰余金に加減し、当該期首残高から新たな会計方針を適用しております。

この結果、当連結会計年度の売上高が1,444百万円減少し、営業利益、経常利益および税金等調整前当期純利益がそれぞれ0百万円減少しております。また利益剰余金の当期首残高は39百万円減少しております。

(2) 時価の算定に関する会計基準等の適用

「時価の算定に関する会計基準」（企業会計基準第30号 2019年7月4日。以下「時価算定会計基準」という。）等を当連結会計年度の期首から適用し、時価算定会計基準第19項および「金融商品に関する会計基準」（企業会計基準第10号 2019年7月4日）第44-2項に定める経過的な取扱いに従って、時価算定会計基準等が定める新たな会計方針を将来にわたって適用しております。

これによる、連結計算書類に与える影響はありません。

3. 重要な会計上の見積りに関する注記

会計上の見積りは、連結計算書類作成時に入手可能な情報に基づいて合理的な金額を算出しております。当連結会計年度の連結計算書類に計上した金額が会計上の見積りによるもののうち、翌連結会計年度の連結計算書類に重要な影響を及ぼすリスクがある項目は以下の通りです。

のれんの減損損失の認識の要否

(1) 当連結会計年度の連結計算書類に計上した金額

当連結会計年度末の連結貸借対照表におけるのれんの計上額は、27,008百万円です。このうち、Blommer Chocolate Company（以下、Blommer）、HARALD INDÚSTRIA E COMÉRCIO DE ALIMENTOS LTDA（以下、HARALD）およびINDUSTRIAL FOOD SERVICES PTY LIMITED（以下、INDUSTRIAL FOOD SERVICES）ののれんの計上金額は以下の通りです。

会社名	のれん金額(百万円)
Blommer Chocolate Company	19,326
HARALD INDÚSTRIA E COMÉRCIO DE ALIMENTOS LTDA	6,574
INDUSTRIAL FOOD SERVICES PTY LIMITED	1,106

(2) 会計上の見積りの内容について連結計算書類利用者の理解に資するその他の情報

当社グループでは、Blommer、HARALDおよびINDUSTRIAL FOOD SERVICESは個社単体をひとつの資産グループとしてグルーピングを行っております。

のれんに減損の兆候があると認められる場合には、のれんが帰属する資産グループから得られる割引前将来キャッシュ・フローの総額と帳簿価額を比較することによって、減損損失の認識の要否を判定します。判定の結果、割引前将来キャッシュ・フローの総額が帳簿価額を下回り減損損失の認識が必要とされた場合、帳簿価額を回収可能価額（正味売却価額または使用価値のいずれか高い価額）まで減額し、帳簿価額の減少額は減損損失として認識されます。

Blommerについては、買収当初の事業計画と実績に乖離が生じた為、減損の兆候に該当すると判断いたしました。

減損損失の認識の判断に用いる割引前将来キャッシュ・フローの計算に当たっては、実際の経営成績および経営者が承認した5年間の事業計画に基づいております。また、事業計画の見積期間を超える期間の将来キャッシュ・フローは、5年目までの事業計画に基づく趨勢を踏まえた一定の成長率(ゼロを含む)に基づき算定しております。

減損損失の認識の要否の判断に用いる将来キャッシュ・フローは、経営者が作成した5年間の中期事業計画を基礎として見積りを行っており、販売数量の拡大見込み等の計画には経営者の判断による高い不確実性を伴います。そのため、これらの経営者の判断が将来キャッシュ・フローの見積りに重要な影響を及ぼす可能性があります。

4. 連結貸借対照表に関する注記

- (1) 有形固定資産の減価償却累計額 232,046百万円
- (2) 有形固定資産の取得価額から国庫補助金、大阪府新規事業促進補助金による圧縮記帳額78百万円（機械装置及び運搬具78百万円）および、保険差益による圧縮記帳額919百万円（建物及び構築物4百万円、機械装置及び運搬具915百万円）が控除されております。
- (3) 偶発債務
非連結子会社および関連会社の金融機関からの借入に対する債務保証
- | | |
|-------------------------------|--------------|
| UNIFUJI SDN. BHD. | 3,339百万円 ※ 1 |
| FREYABADI (THAILAND) CO.,LTD. | 485百万円 ※ 2 |
| PT.MUSIM MAS-FUJI | 335百万円 ※ 3 |
| FUJI OIL (PHILIPPINES) ,INC. | 30百万円 |
- ※ 1 上記のうち1,073百万円は当社の保証に対し他社から再保証を受けており、1,191百万円は他社の保証に対し当社からの再保証を行っております。
- ※ 2 上記のうち242百万円は当社の保証に対し他社から再保証を受けております。
- ※ 3 上記のうち156百万円は当社の保証に対し他社から再保証を受けております。
- (4) 担保資産および担保付債務
担保に供されている資産は次のとおりであります。
- | | |
|-----------|----------|
| 建物及び構築物 | 1,931百万円 |
| 機械装置及び運搬具 | 4,650百万円 |
| 土地 | 999百万円 |
| 計 | 7,581百万円 |
- 担保付債務は次のとおりであります。
- | | |
|-------|----------|
| 短期借入金 | 1,671百万円 |
| 長期借入金 | 7,279百万円 |
| 計 | 8,951百万円 |
- (5) 受取手形割引高
該当事項はありません。

5. 連結損益計算書に関する注記

- (1) 関係会社事業再構築損失
当連結会計年度において、国内の関係会社における大豆加工素材事業の再構築に伴う損失額242百万円を計上しております。

(2) 減損損失

用途	種類	場所	減損損失(百万円)
大豆たん白食品製造設備	建物及び構築物、 機械装置及び運搬具等	兵庫県丹波篠山市	43

当社グループは、事業の種類別セグメントを主な基準に独立の最小のキャッシュ・フロー単位に基づき、資産をグループ化して減損の検討を行っております。

大豆たん白食品製造設備につきましては、使用停止の決定に伴い該当する資産の帳簿価額を回収可能価額まで減額し、当該減少額を減損損失として特別損失に計上しております。その内訳は、建物及び構築物11百万円、機械装置及び運搬具31百万円、その他0百万円であります。なお、減損損失の測定における回収可能価額は使用価値により測定しておりますが、将来キャッシュ・フローの回収可能性が認められないと判断したため、該当する資産の帳簿価額を備忘価額まで減額し、当該減少額を減損損失として計上しております。

6. 連結株主資本等変動計算書に関する注記

(1) 発行済株式の種類および総数に関する事項

株式の種類	当連結会計年度期首の株式数	当連結会計年度増加株式数	当連結会計年度減少株式数	当連結会計年度末の株式数
普通株式	87,569千株	－千株	－千株	87,569千株

(2) 自己株式の種類および株式数に関する事項

株式の種類	当連結会計年度期首の株式数	当連結会計年度増加株式数	当連結会計年度減少株式数	当連結会計年度末の株式数
普通株式	1,612千株	0千株	△5千株	1,607千株

当社は、当社取締役（社外取締役を除く。）に対し、信託を用いた株式報酬制度を導入しております。上記自己株式には、信託口が保有する自己株式を含めております。

当連結会計年度における自己株式の増加は、単元未満株式の買取によるもので、自己株式の減少は、取締役の退任に伴う株式報酬信託からの株式の交付によるものです。

(3) 剰余金の配当に関する事項

① 配当金支払額等

イ. 2021年6月23日開催の第93回定時株主総会決議による配当に関する事項

- ・ 配当金の総額 2,237百万円
- ・ 1株当たり配当額 26.00円
- ・ 基準日 2021年3月31日
- ・ 効力発生日 2021年6月24日

ロ. 2021年11月9日開催の取締役会決議による配当に関する事項

- ・ 配当金の総額 2,237百万円
- ・ 1株当たり配当額 26.00円
- ・ 基準日 2021年9月30日
- ・ 効力発生日 2021年12月10日

② 基準日が当連結会計年度に属する配当のうち、配当の効力発生が翌期になるもの

2022年6月21日開催予定の第94回定時株主総会において次のとおり決議いたします。

- ・ 配当金の総額 2,237百万円
- ・ 配当の原資 利益剰余金
- ・ 1株当たり配当額 26.00円
- ・ 基準日 2022年3月31日
- ・ 効力発生日 2022年6月22日

(4) 当連結会計年度末日における新株予約権に関する事項

該当事項はありません。

7. 金融商品に関する注記

(1) 金融商品の状況に関する事項

① 金融商品に対する取組方針

当社グループは、通貨関連では原則として外貨建債権債務の残高および成約高の範囲内で為替予約取引を利用することとしております。金利関連では将来の金利の変動によるリスク回避を目的としており、対象となる債務の残高の範囲内で金利スワップおよび金利通貨スワップを利用することとしております。また、商品関連では主として成約高の範囲内でコモディティスワップを利用しております。デリバティブは、後述するリスクを回避するために利用しており、投機的な取引は行わない方針であります。

② 金融商品の内容および当該金融商品に係るリスク並びにリスク管理体制

営業債権である受取手形及び売掛金は、顧客の信用リスクに晒されています。当該リスクに関しては、取引先ごとの期日管理および残高管理を行うとともに、定期的に信用状況をモニタリングし、財務状況等の悪化等による回収懸念の早期把握や軽減を図っております。また、外貨建営業債権は、為替の変動リスクに晒されていますが、原則として先物為替予約を利用してヘッジしております。

有価証券及び投資有価証券は、市場価格の変動リスクに晒されていますが、主に業務上の関係を有する企業の株式であり、定期的に把握された時価が取締役会等に報告されています。

営業債務である支払手形及び買掛金は、ほとんど1年以内の支払期日であります。原料等の輸入に伴う外貨建営業債務は、為替の変動リスクに晒されていますが、原則として先物為替予約を利用してヘッジしております。

借入金のうち、短期借入金は主に営業取引に係る資金調達であり、社債、長期借入金は主に設備投資や関係会社株式取得に係る資金調達であります。長期の資金調達の一部は、変動金利であるため金利の変動リスクに晒されていますが、デリバティブ取引（金利スワップ取引および金利通貨スワップ取引）を利用してヘッジしております。

デリバティブ取引は、外貨建債権債務に係る為替相場の変動リスクに対するヘッジを目的とした為替予約取引、原材料に係る価格変動リスクに対するヘッジを目的とした商品先物取引、借入金に係る支払金利の変動リスクに対するヘッジ取引を目的とした金利スワップ取引および金利通貨スワップ取引であります。通常の営業取引に係る為替予約取引は担当部門ごとに、また、食料の先物取引は原料調達部門において、取引権限および取引限度額等に関する社内ルールに基づき行っております。ポジション管理はそれぞれの部門ごとに行っておりますが、経理部門において取引状況、残高および評価損益をチェックする体制をとっております。なお、全体のポジションについては、定期的に、取締役会等に報告しております。通貨関連、商品関連および金利関連ともに、取引の契約先は、いずれも信用度の高い大手銀行、商社あるいは取引所会員を相手として取引を行っているため、契約が履行されないことによる信用リスクは、ほとんどないと判断しております。

営業債務や借入金は、流動性リスクに晒されていますが、各社が月次に資金繰計画を作成するなどの方法により管理しております。

③ 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

「(2) 金融商品の時価等に関する事項」におけるデリバティブ取引に関する正味の債権・債務の純額等については、その金額自体がデリバティブ取引に係る市場リスクを示すものではありません。

(2) 金融商品の時価等に関する事項

2022年3月31日における連結貸借対照表計上額、時価およびこれらの差額については、次のとおりです。なお、「現金及び預金」、「受取手形及び売掛金」、「支払手形及び買掛金」、「短期借入金」、「コマーシャル・ペーパー」は、現金であること、および短期間で決済されるため時価が帳簿価額に近似することから、注記を省略しています。

(単位：百万円)

	連結貸借対照表 計上額	時価	差額
① 投資有価証券			
その他有価証券（※1）	3,748	3,748	－
② 社債（※2）	45,000	45,067	67
③ 長期借入金（※2）	55,511	55,418	△93
④ デリバティブ取引（※3）	1,169	1,169	－
ヘッジ会計が適用されていないもの	(283)	(283)	－
ヘッジ会計が適用されているもの	1,453	1,453	－

（※1）非上場株式等（連結貸借対照表計上額3,374百万円）は、市場価格がないものであるため、「①投資有価証券 その他有価証券」に含めておりません。

（※2）社債は1年内償還予定の社債を、長期借入金は1年内返済予定長期借入金を含めております。

（※3）デリバティブ取引によって生じた正味の債権・債務は純額で表示しており、合計で正味の債務となる項目については（ ）で表示しております。

(3) 金融商品の時価の適切な区分ごとの内訳等に関する事項

金融商品の時価を、時価の算定に係るインプットの観察可能性および重要性に応じて、以下の3つのレベルに分類しております。

レベル1の時価：観察可能な時価の算定に係るインプットのうち、活発な市場において形成される当該時価の算定の対象となる資産または負債に関する相場価格により算定した時価

レベル2の時価：観察可能な時価の算定に係るインプットのうち、レベル1のインプット以外の時価の算定に係るインプットを用いて算定した時価

レベル3の時価：観察できない時価の算定に係るインプットを使用して算定した時価
時価の算定に重要な影響を与えるインプットを複数使用している場合には、それらのインプットがそれぞれ属するレベルのうち、時価の算定における優先順位が最も低いレベルに時価を分類しております。

① 時価で連結貸借対照表に計上している金融商品

区分	時価（百万円）			
	レベル1	レベル2	レベル3	合計
投資有価証券				
その他有価証券	3,748			3,748
デリバティブ取引				
ヘッジ会計が適用されていないもの		(283)		(283)
ヘッジ会計が適用されているもの		1,453		1,453

② 時価で連結貸借対照表に計上している金融商品以外の金融商品

区分	時価（百万円）			
	レベル1	レベル2	レベル3	合計
社債		45,067		45,067
長期借入金		55,418		55,418

(注) 時価の算定に用いた評価技法および時価の算定に係るインプットの説明

投資有価証券	上場株式の時価は、取引所価格によって評価しているため、レベル1の時価に分類しております。
社債	当社が発行している社債は、活発な市場における相場価格が認められないため、店頭売買統計資料を参考値として評価し、レベル2の時価に分類しております。
長期借入金	長期借入金の時価は、元利金の合計額を同様の新規借入を行った場合に想定される利率で割り引いて算定する方法によっております。変動金利による長期借入金は、金利スワップの特例処理または金利通貨スワップの一体処理の対象とされており、当該金利スワップまたは金利通貨スワップと一体として処理された元利金の合計額を、同様の借入を行った場合に適用される合理的に見積られる利率で割り引いて算定する方法によっております。そのため、レベル2の時価に分類しております。
デリバティブ取引	ヘッジ会計が適用されていないデリバティブ取引については、取引の対象物の種類ごとに、取引先金融機関から提示された価格等によっているため、レベル2の時価に分類しております。なお、金利スワップの特例処理によるものまたは金利通貨スワップの一体処理によるものは、ヘッジ対象とされている長期借入金と一体として処理されるため、その時価は当該長期借入金の時価に含めて記載しております。

8. 賃貸等不動産に関する注記

金額の重要性が乏しいため、記載を省略しております。

9. 収益認識に関する注記

(1) 顧客との契約から生じる収益を分解した情報

主要な財またはサービス別に分解した情報は以下の通りであります。

	植物性油脂	業務用 チョコレート	乳化・発酵素材	大豆加工素材	合計
売上高					
日本	43,387	39,537	51,292	32,315	166,533
米州	43,839	122,234	—	—	166,074
東南アジア	20,982	12,540	11,981	—	45,504
中国	2,994	6,392	15,872	1,852	27,111
欧州	23,772	4,834	—	—	28,607
合計	134,976	185,540	79,146	34,167	433,831

(2) 顧客との契約から生じる収益を理解する為の基礎となる情報

連結計算書類作成のための基本となる重要な事項に関する注記等〔(5)会計方針に関する事項④収益および費用の計上基準〕に記載の通りであります。

10. 1株当たり情報に関する注記

(1) 1株当たり純資産額 2,168円13銭

(2) 1株当たり当期純利益 133円84銭

- (※1) 潜在株式調整後1株当たり当期純利益については、潜在株式が存在しないため記載しておりません。
- (※2) 当社は、当社取締役(社外取締役を除く。)に対し、信託を用いた株式報酬制度を導入しております。「1株当たり純資産額」および「1株当たり当期純利益」の算定上の基礎となる期中平均株式数には、その計算において控除する自己株式に当該信託口が保有する当社株式を含めております。1株当たり当期純利益の算定上、控除した当該自己株式の期中平均株式数は当連結会計年度114,842株です。
- (※3) 「会計方針の変更に関する注記」に記載のとおり、「収益認識に関する会計基準」(企業会計基準第29号2020年3月31日)等を適用し、「収益認識に関する会計基準」第84項ただし書きに定める経過的な取扱いに従っております。この結果、当連結会計年度の1株当たり純資産、1株当たり当期純利益はそれぞれ0.46円、0.00円減少しております。

11. 重要な後発事象に関する注記

合併会社の設立

当社は2021年12月9日、会社法第370条及び当社定款第26条（2）による決議（取締役会の決議に代わる書面決議）によって、当社の連結子会社である Fuji Specialties, Inc.（米国デラウェア州：以下、「FSI」）が、伊藤忠商事株式会社（本社：東京）のグループ企業で、ニューヨークに本社を置く ITOCHU International Inc.（以下、「III」）と北米での合併会社設立を決議し、2022年4月4日付で設立手続きを完了しております。なお、当該合併会社には、同年5月1日付でIIIが保有する北米プレミアム液油販売会社（Oilseeds International, Ltd.：米国カリフォルニア州）の株式と、FSIが保有する北米油脂会社（Fuji Vegetable Oil, Inc.：米国 ニューヨーク州）の株式が現物出資されました。これにより現物出資後の資本金の額が、当社の資本金の10%に相当する額以上となるため、同社は特定子会社に該当いたします。

なお、現物出資後の出資持分比率は、IIIが20%、FSIが80%となります。

12. その他の注記

追加情報に関する注記

（取締役に対する報酬制度）

当社は、2020年6月18日開催の第92回定時株主総会議決に基づき、当社取締役（社外取締役を除く。）を対象に、取締役の報酬と当社の株式価値との連動性をより明確にし、取締役が株価の変動による利益・リスクを株主の皆様と共有することで、中長期的な業績の向上と企業価値の増大に貢献する意識を高めることを目的として、株式報酬制度を導入しました。本制度にかかる会計処理については、「従業員等に信託を通じて自社の株式を交付する取引に関する実務上の取扱い」（実務対応報告第30号 2015年3月26日）に準じております。

①取引の概要

本制度は、当社が金銭を拠出することにより設定する信託（以下「本信託」という。）が当社株式を取得し、当社が各取締役に付与するポイントの数に相当する数の当社株式が本信託を通じて各取締役にに対して交付されるという株式報酬制度です。また、本制度においては、2021年3月31日で終了する連結会計年度から2023年3月31日で終了する連結会計年度までの3連結会計年度の間に在任する当社取締役に対して当社株式が交付されます。なお、取締役が当社株式の交付を受ける時期は、原則として取締役の退任時です。

②信託に残存する自社の株式

信託に残存する当社株式を、信託における帳簿価額（付随費用の金額を除く。）により純資産の部に自己株式として計上しております。当連結会計年度末における当該自己株式の帳簿価額および株式数は、328百万円、112千株です。

Ⅲ 計算書類

株主資本等変動計算書

(2021年4月1日から2022年3月31日まで)

(単位：百万円)

	株 主 資 本											
	資本金	資本剰余金			利益剰余金						自己株式	株主資本計
		資本準備金	その他資本剰余金	資本剰余金合計	利益準備金	その他利益剰余金				利益剰余金合計		
						買換資産積立金	配当準備積立金	別途積立金	繰越利益剰余金			
当期首残高	13,208	18,324	214	18,539	2,017	301	2,250	32,000	57,738	94,307	△1,968	124,086
当期変動額												
剰余金の配当									△4,475	△4,475		△4,475
当期純利益									2,463	2,463		2,463
自己株式の取得											△0	△0
自己株式の処分											14	14
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）												
当期変動額合計	-	-	-	-	-	-	-	-	△2,012	△2,012	14	△1,997
当期末残高	13,208	18,324	214	18,539	2,017	301	2,250	32,000	55,726	92,295	△1,954	122,088

	評価・換算差額等		純資産合計
	その他有価証券評価差額金	評価・換算差額等合計	
当期首残高	1,710	1,710	125,797
当期変動額			
剰余金の配当			△4,475
当期純利益			2,463
自己株式の取得			△0
自己株式の処分			14
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）	△270	△270	△270
当期変動額合計	△270	△270	△2,268
当期末残高	1,440	1,440	123,528

(注) 記載金額は、百万円未満を切り捨てて表示しております。

個別注記表

1. 重要な会計方針に係る事項

(1) 資産の評価基準および評価方法

① 有価証券の評価は、子会社株式および関連会社株式については移動平均法による原価法によっております。また、その他有価証券のうち、市場価格のない株式等以外のものについては、決算日の市場価格等に基づく時価法（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定）を、その他有価証券のうち、市場価格のない株式等は、移動平均法による原価法によっております。

② デリバティブの評価は、時価法によっております。

(2) 固定資産の減価償却の方法について

有形固定資産の減価償却の方法は定額法によっております。

なお、取得価額が10万円以上20万円未満の一括償却資産については、法人税法の規定に基づき3年間で均等償却しております。

(3) 外貨建資産および負債の本邦通貨への換算基準について、外貨建金銭債権債務は、決算日の直物為替相場により円貨に換算し、換算差額は損益として処理しております。

(4) 引当金の計上基準

① 貸倒引当金は、債権の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を考慮し、回収不能見込額を計上しております。

② 賞与引当金は、従業員に対する賞与の支給に備えるため、支給見込額を計上しております。

③ 役員賞与引当金は、役員賞与の支給に備えるため、支給見込額を計上しております。

④ 退職給付引当金は、従業員の退職給付に備えるため、当期末における退職給付債務の見込額に基づき計上しております。

(5) ヘッジ会計の方法については、繰延ヘッジ処理によっております。なお、為替予約については、振当処理の要件を満たしている場合、振当処理を採用しております。また、金利スワップについては、特例処理の要件を満たしている場合、特例処理を採用し、一体処理（特例処理・振当処理）の要件を満たす金利通貨スワップについては、一体処理を採用しております。

(6) その他計算書類作成のための基本となる重要な事項

① 消費税等の会計処理は、税抜方式によっております。

② 連結納税制度を適用しております。

2. 会計方針の変更に関する注記

時価の算定に関する会計基準等の適用

「時価の算定に関する会計基準」（企業会計基準第30号 2019年7月4日。以下「時価算定会計基準」という。）等を当事業年度の期首から適用し、時価算定会計基準第19項および「金融商品に関する会計基準」（企業会計基準第10号 2019年7月4日）第44-2項に定める経過的な取扱いに従って、時価算定会計基準等が定める新たな会計方針を将来にわたって適用しております。

これによる、計算書類に与える影響はありません。

3. 重要な会計上の見積りに関する注記

会計上の見積りは、計算書類作成時に入手可能な情報に基づいて合理的な金額を算出しております。当事業年度の計算書類に計上した金額が会計上の見積りによるもののうち、翌事業年度の計算書類に重要な影響を及ぼすリスクがある項目は以下の通りです。

関係会社株式の評価

(1) 当事業年度の計算書類に計上した金額

当事業年度末の貸借対照表における「関係会社株式」の計上金額は、176,427百万円です。このうち超過収益力を反映して取得し、市場価格のない株式等としてINDUSTRIAL FOOD SERVICES PTY LIMITED（以下、INDUSTRIAL FOOD SERVICES）株式が2,179百万円含まれております。

(2) 会計上の見積りの内容について計算書類利用者の理解に資するその他の情報

非上場の関係会社に対する投資等、市場価格のない株式等の評価において、会社の超過収益力を反映して株式を取得した場合は、その後、超過収益力が減少したために実質価額が著しく低下したときには、回復可能性が十分な証拠によって裏付けられる場合を除いて、評価損が認識されます。当事業年度末におけるINDUSTRIAL FOOD SERVICESに対する投資の実質価額の算定にあたっては、会社の純資産額に超過収益力を加味しております。当社はINDUSTRIAL FOOD SERVICESの当事業年度の経営成績および将来事業計画に基づき、超過収益力の減少はないと判断しており、実質価額の著しい低下はないと判断し、評価損を認識し

ておりません。

上記の将来事業計画においては、新規顧客との取引拡大等の施策による販売数量の増加を主要な仮定として織り込んでおります。こうした施策の効果の予測は、経営者の判断による高い不確実性を伴い、実質価額の算定の見積りに重要な影響を及ぼす可能性があります。

4. 貸借対照表に関する注記

(1) 有形固定資産の減価償却累計額	10百万円
(2) 担保に供している資産	
該当事項はありません。	
(3) 偶発債務	
関係会社における金融機関からの借入に対する債務保証	
Blommer Chocolate Company	21,418百万円
FUJI VEGETABLE OIL, INC.	9,786百万円
FUJI OIL EUROPE	8,033百万円
UNIFUJI SDN. BHD.	3,339百万円※1※2
FUJI GLOBAL CHOCOLATE (M) SDN. BHD.	1,742百万円
FUJI OIL (THAILAND) CO., LTD.	769百万円
INDUSTRIAL FOOD SERVICES PTY LIMITED	760百万円
Fuji Brandenburg GmbH	683百万円
FREYABADI (THAILAND) CO., LTD.	485百万円※1
FUJI OIL ASIA PTE. LTD.	419百万円
PT. MUSIM MAS-FUJI	335百万円※1
不二製油(肇慶)有限公司	196百万円
天津不二蛋白有限公司	154百万円
FUJI OIL (PHILIPPINES), INC.	30百万円
取引保証	
株式会社フジサニーフーズ	30百万円
※1 上記の債務保証に対して、他社から再保証を受けている金額は以下のとおりであります。	
UNIFUJI SDN. BHD.	1,073百万円
FREYABADI (THAILAND) CO., LTD.	242百万円
PT. MUSIM MAS-FUJI	156百万円
※2 上記の債務保証のうち、当社が再保証を行っている金額は以下のとおりであります。	
UNIFUJI SDN. BHD.	1,191百万円
(4) 受取手形割引高	
該当事項はありません。	
(5) 関係会社に対する金銭債権、債務	
① 短期金銭債権	16,727百万円
② 長期金銭債権	14,387百万円
③ 短期金銭債務	3,403百万円
④ 長期金銭債務	9百万円
(6) 親会社株式の各表示区分別の金額	
該当事項はありません。	

5. 損益計算書に関する注記

関係会社との取引高	
① 営業収益	6,496百万円
② 営業費用	1,365百万円
③ 営業取引以外の収益	187百万円
④ 営業取引以外の費用	52百万円

6. 株主資本等変動計算書に関する注記

自己株式の種類および株式数に関する事項

株式の種類	当事業年度期首の株式数	当事業年度増加株式数	当事業年度減少株式数	当事業年度末の株式数
普通株式	1,612千株	0千株	△5千株	1,607千株

当社は、当社取締役（社外取締役を除く。）に対し、信託を用いた株式報酬制度を導入しております。上記自己株式には、信託口が保有する自己株式を含めております。

当事業年度における自己株式の増加は、単元未満株式の買取によるもので、自己株式の減少は、取締役の退任に伴う株式報酬信託からの株式の交付によるものです。

7. 税効果会計に関する注記

(1) 繰延税金資産および繰延税金負債の発生 の主な原因別の内訳

繰延税金資産

関係会社株式評価損	2,157百万円
会社分割に伴う子会社株式	442百万円
減損損失	98百万円
関係会社貸倒引当金	259百万円
賞与引当金	51百万円
上場株式評価損	29百万円
未払事業税	20百万円
その他	528百万円
繰延税金資産小計	3,588百万円
評価性引当額	△3,103百万円
繰延税金資産合計	485百万円
繰延税金負債との相殺	△485百万円
繰延税金資産の純額	－百万円
繰延税金負債	
その他有価証券評価差額金	619百万円
買換資産積立金	132百万円
その他	15百万円
繰延税金負債合計	767百万円
繰延税金資産との相殺	△485百万円
繰延税金負債の純額	282百万円

(2) 法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との間に重要な差異がある時の、当該差異の原因となった主要な項目別の内訳

法定実効税率	30.6%
(調整)	
受取配当金等永久に益金に算入されない項目	△41.1%
交際費等一時差異でない項目	1.5%
住民税均等割額	0.4%
評価性引当額	9.7%
その他	△0.3%
税効果会計適用後の法人税等の負担率	0.8%

8. 関連当事者との取引に関する注記

子会社および関連会社等

属性	会社等の名称	資本金又は出資金	事業の内容又は職業	議決権等の所有(被所有)割合(%) (注1)	関連当事者との関係	取引の内容	取引金額 (百万円)	科目	期末残高 (百万円)
子会社	不二製油株式会社	500百万円	地域統括、植物性油脂、業務用チョコレート、乳化・発酵素材、大豆加工素材の製造・販売	100.0	資金の援助 役員の兼任 動産等の賃借	営業収益	2,495	未収入金	119
						賃借料 (注2)	692	-	-
						短期貸付金の回収	19,558	短期貸付金	12,758
						短期貸付金の貸付 (注3)	12,758		
						長期貸付金の貸付 (注3)	10,000	長期貸付金	10,000
						利息の受取 (注3)	59	-	-
子会社	Blommer Chocolate Company	US\$ 19千	業務用チョコレートの製造・販売、ココア豆加工事業	100.0	役員の兼任	債務保証 (注4)	21,418	-	-
						営業収益	1,097	-	-
子会社	FUJI OIL ASIA PTE. LTD.	US\$ 68,512千	地域統括、植物性油脂、乳化・発酵素材の卸売	100.0	役員の兼任	営業収益	1,140	-	-
子会社	FUJI VEGETABLE OIL, INC.	US\$ 101,500千	植物性油脂の製造・販売	- (100.0)	-	債務保証 (注4)	9,786	-	-
子会社	FUJI OIL EUROPE	EUR17,900千	植物性油脂、業務用チョコレートの製造・販売	99.3 (100.0)	-	債務保証 (注4)	8,033	-	-
関連会社	UNIFUJI SDN. BHD.	RM60,000千	植物性油脂の製造・販売	- (50.0)	-	債務保証 (注4)	3,339	-	-

(注1) 「議決権等の所有(被所有)割合」欄の()は間接所有も含めた議決権等の所有割合です。

(注2) 賃借料の支払については、近隣の取引実勢に基づいて決定しております。

(注3) 資金の貸付については、貸付利率は市場金利を勘案して合理的に決定しております。なお、担保は受け入れておりません。

(注4) 債務保証は銀行借入に対するものであり、取引金額は2022年3月31日現在の残高であります。

9. 1株当たり情報に関する注記

(1) 1株当たり純資産額 1,437円01銭

(2) 1株当たり当期純利益 28円66銭

(※1) 潜在株式調整後1株当たり当期純利益については、潜在株式が存在しないため記載しておりません。

(※2) 当社は、当社取締役(社外取締役を除く。)に対し、信託を用いた株式報酬制度を導入しております。

「1株当たり純資産額」および「1株当たり当期純利益」の算定上の基礎となる期中平均株式数には、その計算において控除する自己株式に当該信託口が保有する当社株式を含めております。1株当たり当期純利益の算定上、控除した当該自己株式の期中平均株式数は当事業年度 114,842株です。

10. 重要な後発事象に関する注記

連結子会社との会社分割(簡易吸収分割)

当社は、2022年3月18日開催の取締役会決議に基づき、当社を承継会社、当社の100%子会社である不二製油株式会社を分割会社とする吸収分割を2022年4月30日付で行い、不二製油株式会社が保有する資産等を承継いたしました。

11. 連結配当規制適用会社に関する注記

該当事項はありません。

12. その他の注記

追加情報に関する注記

(取締役に対する報酬制度)

取締役等に信託を通じて自社の株式を交付する取引に関する注記については、連結注記表の「12.その他の注記 追加情報に関する注記」に同一の内容を記載しているので注記を省略しております。